

## 豊見城市「食」の自立支援事業のご案内

豊見城市では、ご自宅での食生活の改善と健康維持を支援し、併せて安否確認を行う「食」の自立支援事業（配食サービス）を実施しています。

### 1. サービス内容

栄養バランスのとれた食事をお届けし、併せて安否確認を行います。

### 2. 対象者

以下の（1）～（4）**全ての条件を満たす方**で、かつ、ア～ウのいずれかに該当する方が対象。

- （1）豊見城市にお住まいの65歳以上の方。
- （2）単身世帯、高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯の方。
- （3）老衰、心身の障害、疾病などの理由により、ご自身で食事の調理や食材の調達が困難な方。
- （4）市内にご家族などの支援者がお住まいでない方、またはお住まいでも食に関する支援が得られない方。

ア 医師から治療食（例：糖尿病食、腎臓病食など）の指示を受けている方。

イ 低栄養の状態にあり、栄養管理が必要と診断されている方。

ウ その他、市長が特に必要と認める方。

### 3. 料金（自己負担金）

1食あたり400円 ※自己負担金については、配食サービス事業者が徴収します。

### 4. 配達の実施

週5回まで（月曜日から金曜日の昼食若しくは夕食、又はその両食）

※提供日等はご希望に応じます。

### 5. サービス利用の流れ

- ① 申し込み：豊見城市役所 障がい長寿課（介護長寿班）。※ケアマネージャー等の代理申請可。
- ② 訪問調査：地域包括支援センター職員が、相談・調査のためご自宅を訪問します。  
【提出書類】  
豊見城市「食」の自立支援事業利用申請書（様式第1号）  
豊見城市「食」の自立支援事業利用調書（様式第2号）
- ③ 利用判定：障がい長寿課で利用の可否を判定し、その結果を通知します。
- ④ 利用開始：栄養バランスのとれた食事の配達と安否確認を開始します。
- ⑤ お支払い：配食事業者へ、自己負担金をお支払いください。

お問い合わせ先：豊見城市役所 障がい長寿課 介護長寿班 ☎856-4292